被処分者	認定番号	三重県公安委員会　第　262　号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	尾鷲代行
	主たる営業所が所在する市区町村	尾鷲市
処分年月日		令和８年10月８日
処分内容		営業の停止 （令和８年10月８日から同年11月７日までの30日間）
処分理由		累積点数
根拠法令		法第23条第1項 同法施行令第５条第１項第２号
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会